

# 申請はお済みですか？ 定額給付金・子育て応援特別手当



4月上旬、対象世帯に「定額給付金」の申請書を郵送しました。また、対象となるお子さんのいる世帯には「子育て応援特別手当」の申請書も同封しました。いずれも、対象者から申請しないと支給されませんので、忘れずに申請してください。



▼定額給付金の対象者  
日本人の方：原則、基準日の時点における世帯主の方が申請し、給付金を受け取ります。  
方などが、世帯主の方に代わって申請・受給することができます。  
※基準日以降に世帯主が亡くなっています。

▼給付金の受け取り方法  
市から郵送された申請書に記入し、必要な書類を添え、同封の返信用封筒で郵送する。  
申請に必要な書類：①定額給付金申請書 ②通帳の写し ③身分証明書の写し  
※当日消印有効

▼手当の申請期限  
平成21年10月6日(火)まで  
※期限内に申請がない場合、辞退したものとみなされます。

定額給付金・子育て応援特別手当についてくわしくは  
総合政策課 定額給付金担当  
(30)12011

4月上旬、対象世帯に「定額給付金」の申請書を郵送しました。また、対象となるお子さんのいる世帯には「子育て応援特別手当」の申請書も同封しました。いずれも、対象者から申請しないと支給されませんので、忘れずに申請してください。

▼定額給付金とは  
定額給付金は、景気が後退する中、市民の皆さんの不安に対処して生活支援を行うため、また、広く給付して地域経済活性化を図るためにものです。

▼給付金額  
基準日(平成21年2月1日)において、日光市の住民基本台帳に記録されている方(ただし、短期滞在者・不法滞在者を除く)  
1人につき1万2,000円  
※ただし、65歳以上(昭和19年2月2日以前生まれ)の方および18歳以下(平成2年2月2日以降生まれ)の方は2万円。

▼給付金の受け取り方法  
市から郵送された申請書に記入し、必要な書類を添え、同封の返信用封筒で郵送する。  
申請に必要な書類：①定額給付金申請書 ②通帳の写し ③身分証明書の写し  
※原則、口座振込となります。

▼手当の受け取り方法  
前述した定額給付金の「日本の方」と同様で、基準日現在、支給対象となる子どもが属する世帯の世帯主が申請し、手当を受け取ります。

申請は原則として郵送ですが、4月16日(木)～10月6日(火)の期間は、次の市の窓口でも受け付けます。

市役所本庁・各総合支所：平日および4月の休日午前8時30分～午後5時30分

市民サービスセンター：月曜日以外の平日および休日午前10時～午後7時

各支所・出張所：平日のみ午前8時30分～午後5時30分

市役所本庁・各総合支所：平日および4月の休日午前8時30分～午後5時30分

市民サービスセンター：月曜日以外の平日および休日午前10時～午後7時

申請は原則として郵送ですが、4月16日(木)～10月6日(火)の期間は、次の市の窓口でも受け付けます。

市役所本庁・各総合支所：平日および4月の休日午前8時30分～午後5時30分

市民サービスセンター：月

曜日以外の平日および休日午前10時～午後7時

申請は原則として郵送ですが、4月16日(木)～10月6日(火)の期間は、次の市の窓口でも受け付けます。

市役所本庁・各総合支所：平日および4月の休日午前8時30分～午後5時30分

市民サービスセンター：月

曜日以外の平日および休日午前10時～午後7時</